

畠敷・願万地地区内水対策検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「畠敷・願万地地区内水対策検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、平成30年7月豪雨により、畠敷・願万地地区において発生した内水氾濫を検証し、その対策について検討することを目的とする。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、別紙に定める者により構成する。

(委員長)

第4条 検討会には、委員の互選により委員長を置く。
2 委員長は、検討会を代表し会務を統括する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が必要と認めるとき又は委員から要請があった場合に開催する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所、広島県北部建設事務所及び三次市に置く。

(参考人からの意見聴取)

第7条 検討会が必要と認めるとき、委員以外のものに出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の取扱い)

第8条 検討会は冒頭のみ公開とし、議事は、特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼす情報が含まれるおそれがあるため公開の対象としない。

2 検討会資料は、原則公開とする。なお、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、当該資料の公開の可否を検討会で決定する。

3 検討会の議事要旨は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所のWEBサイトにおいて公開する。

なお、議事要旨は、発言者の氏名及び前項で非公開と決定した資料に関する内容は除く。

(雑 則)

第9条 この規約に定めない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は平成30年11月16日から施行する。

別紙 島敷・願万地地区内水対策検討会 委員

種別	所属	役職	氏名
学識者	広島大学	大学院工学研究科長・工学部長	河原 能久
行政	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	
行政	広島県	北部建設事務所長	
行政	三次市	副市長	
行政	三次市	総務部長	
行政	三次市	建設部長	